



熊本県公報

号外 第43号
令和2年(2020年)
6月29日(月)
(毎週火・金発行)

目 次

条 例

○熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

- 1 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、委員会を開催することができることとした。(第11条の2関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第37号

熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本県議会委員会条例(昭和31年熊本県条例第51号)の一部を次のように改正する。
第11条の次に次の1条を加える。

(委員会の開催方法の特例)

- 第11条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第19条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、第12条及び第16条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。
- 2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第29条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは、「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席をした場合における当該出席の方法」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関する必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。